

涌谷町監査委員告示第3号

地方自治法第199条第11項の規定により、別紙のとおり勧告したので、同項及び涌谷町監査基準第17条の規定により公表する。

令和5年3月28日

涌谷町監査委員 遠藤 要之助

同 竹中 弘光

涌 監 第 3 9 号
令和5年3月28日

涌谷町長 遠 藤 积 雄 殿
涌谷町教育委員会教育長 柴 有 司 殿

涌谷町監査委員 遠 藤 要之助

涌谷町監査委員 竹 中 弘 光

契約事務等の是正について（勧告）

このことについて、令和5年2月28日付け涌監第36号で報告した「定期監査及び行政監査報告書」（以下「報告書」という。）に基づき、地方自治法第199条第11項の規定により、別紙のとおり是正するよう勧告します。

なお、それぞれ令和5年7月31日までに是正の上、報告書に記載した意見を参考として講じた措置と合わせて、地方自治法第199条第14項及び第15項の規定により、遅滞なく通知願います。

(別紙)

1 報告書8 (12) 総評アについて

(1) 掲載文

決裁等月日が欠落している起案文書の多さに、非常に大きな驚きを感じた。このことは、毎月の例月検査においても指摘をしているが、依然減らないことと同様の感じを受けるが、適切な文書処理の確保に何らかの策を検討すべき時と強く思うので、検討を深めることを強く望む。

(2) 補足理由等

文書事務については、涌谷町文書取扱規程第2条において、「文書は正確かつ迅速に取り扱い、常にその処理経過を明らかにしておかなければならない」と規定され、文書の審査についても規定されているところであるが、今回提出された起案文書の多くが、決裁月日及び発送月日が未記入であったことは、文書の審査を含めて、適切な処理がなされているとは言い難い部分が見受けられた。

これらは、職務を行う上で、意思決定の重要性に対する認識が希薄なことから生じたものと考えられる。

今後、決裁時の確認強化及び情報公開への適切な対応を図るとともに、事務に関わるそれぞれの立場の職員が、どの段階で、何をどのように確認するのか、いつでも誰でも確認がしやすい仕事の方法とはどのようなものなのかといった点を検討して、文書事務の実務マニュアル化や研修会等を実施するなど、庁内での共有化を進められたい。

2 報告書8 (12) 総評イについて

(1) 掲載文

少額な契約において、施行（施工）伺いが無い、又は発注書もなく関係文書は支出調書だけという契約が数件見受けられた。

起案は、自治体が事務事業を遂行する上で、上位者の意思決定を求め、その意思決定の責任の所在を明らかにし、対外的な説明責任を果たすために必要な文書である。また、発注書についても、責任の所在及び説明責任という理由が当てはまるが、平成30年5月に総務課から発出された随意契約事務処理マニュアルでは、「契約書・請書を省略した場合については、「発注書」を通知すること。」となっていることから、今後の適正な事務処理を強く望む。

(2) 補足理由

施行（施工）伺い、随意契約伺いが無い。また、起案文書にあっては、契約しようとする事由、予算科目及び金額、契約の方法、地方自治法施行令第167条の2に規定されている随意契約の場合の根拠の記載が無い、記載があっても根拠が具体性に欠け希薄（特に特命随意契約）であるなど、随意契約に対する認識の甘さが伺える。施行（施工）伺いのない契約は、担当職員の裁量のみによる契約行為となり、透明性及び公平性に欠け、効率的な予算執行ができないばかりか、以前懲戒処分があった不適切な会計処理につながる可能性もある。

例えば、契約書の省略ができる契約で、検査調書の添付が本来必要な予算科目については、調書に起案文書の写しを添付するなど、施行伺い失念防止策を講じるとともに、事務手続きのシステム化、マニュアル化及び庁内共有化を進められたい。

3 報告書 8 (1 2) 総評ウについて

(1) 掲載文

新年度 4 月 1 日の契約について、その多くは予算執行可能な時期以前に準備事務を行っていることは、会計年度独立の原則から見ても変則的と感じる。また、各種参考図書（地方財務実務提要等）によれば、その多くは否定的である。本町の現状は根拠もなく、各課対応がばらばらと感じるので、他市町村などの例を参考に検討を深め、本町のルールとして確立することを強く望む。

(2) 補足理由等

単年度会計の原則から、国としては、準備事務についての明確な通達等を出すことができない状況であるが、現行の財務会計制度では、年度開始前の契約はできないため、債務負担行為の設定が必要となる。しかし、少額の契約業務まで債務負担行為の対象にするのは、事務の煩雑さ及び簡素化の面から適切とは思われないことから、本町としての運用基準「準備契約方式」の作成を進められたい。

4 総じて

今回、委託料及び工事請負費の抽出監査を行ったにもかかわらず、上記に記載したことが散見されるということは、庁内全体で職員の契約事務及び文書事務に関する認識の希薄さと内部統制機能の低下が懸念される場所である。

よって、契約主管課及び文書主管課が主体となって、契約の透明性、公平性、競争性が確保された適切な事務処理を行うとともに、契約に対する信頼性を損なわないよう内部統制機能を高めるための方策を検討及び実施していただきたい。